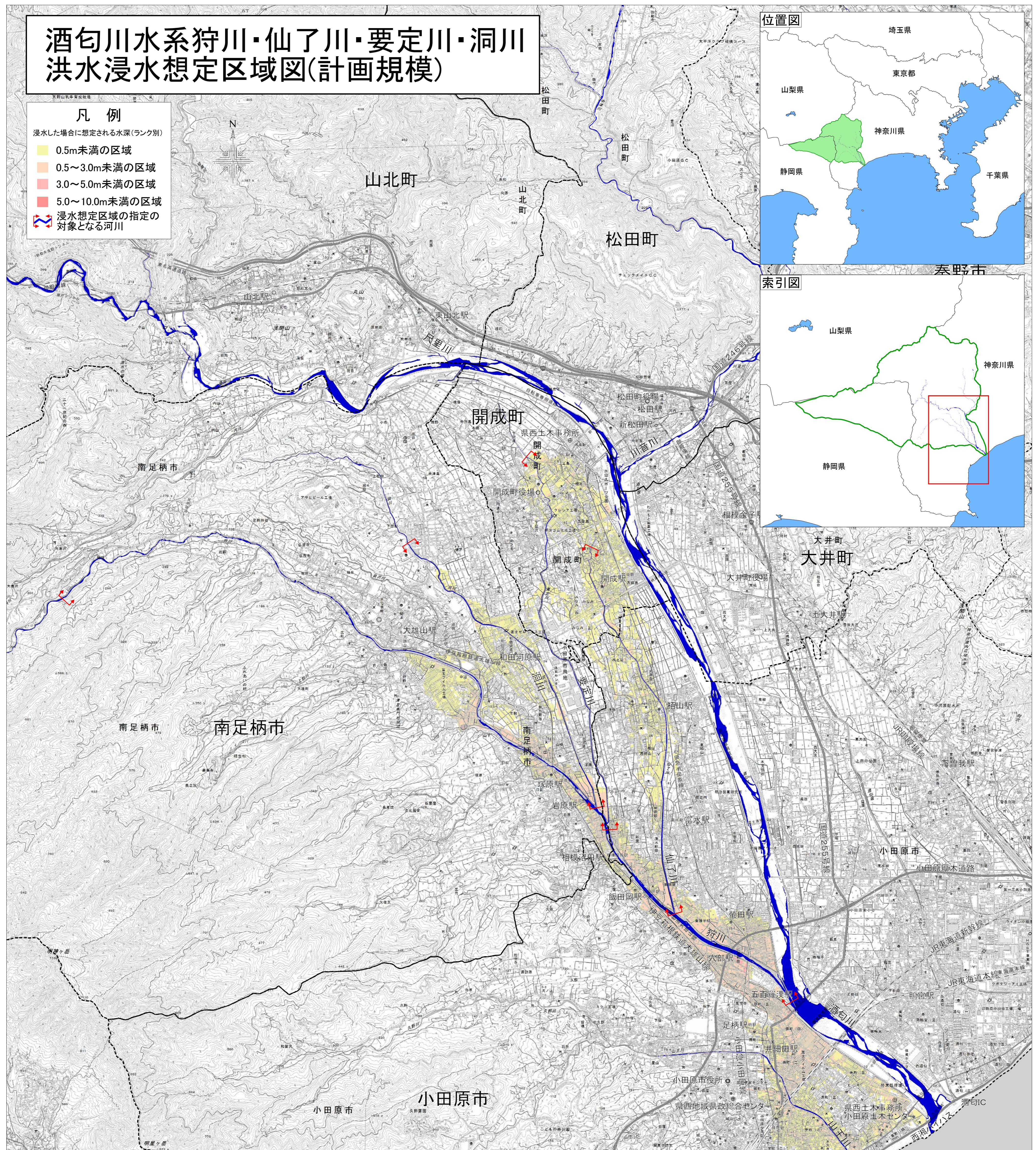


酒匂川水系狩川・仙了川・要定川・洞川 洪水浸水想定区域図(計画規模)

凡例

- 浸水した場合に想定される水深(ランク別)
 - 0.5m未満の区域
 - 0.5~3.0m未満の区域
 - 3.0~5.0m未満の区域
 - 5.0~10.0m未満の区域
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川



位置図



索引図



酒匂川水系狩川・仙了川・要定川・洞川洪水浸水想定区域図
(計画規模)

1 説明文

- (1) この図は、酒匂川水系4河川(狩川、仙了川、要定川、洞川)の対象区間にについて、水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域図は、現時の酒匂川水系4河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防護に関する計画的基本となる年超過確率1/50毎年1年間でその規模を超える洪水が発生する確率が1/50(2%)の降雨に伴う洪水により、酒匂川水系4河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものであります。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、酒匂川水系4河川以外の河川等の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨が超える規模の降雨による氾濫及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

- (1) 作成主体 神奈川県
- (2) 公表年月日 平成30年7月27日 令和3年10月8日
- (3) 告示番号 狩川：平成30年神奈川県告示 第355号 仙了川：令和3年神奈川県告示 第617号 要定川：平成30年神奈川県告示 第356号 洞川：平成30年神奈川県告示 第357号

(4) 根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第3項

- (5) 対象となる河川

狩川	(実施区間：左岸南足柄市矢倉沢1657番地に設置した標柱から酒匂川合流点まで)
	(右岸南足柄市矢倉沢1632番地に設置した標柱から酒匂川合流点まで)
要定川	(実施区間：左岸開成町吉田島184番地に設置した標柱から狩川合流点まで)
	(右岸開成町吉田島995番地に設置した標柱から狩川合流点まで)
洞川	(実施区間：左岸足柄市忍田726番地に設置した標柱から狩川合流点まで)
	(右岸足柄市忍田877番地に設置した標柱から狩川合流点まで)
仙了川	(実施区間：左岸開成町吉田島874番地に設置した標柱から狩川合流点まで)
	(右岸開成町吉田島874番地に設置した標柱から狩川合流点まで)

(6) 算出の前提となる降雨 酒匂川水系4河川の1時間雨量94mm

(7) 関係市町 小田原市、南足柄市、開成町

(8) その他計算条件等

- ①この図は、酒匂川水系4河川において、堤防の区間ににおいては危険となる水位に達した時点での破堤及び越水、堤防のない区間ににおいては溢水させたときの氾濫シミュレーション結果を基に作成したものであります。
- ②氾濫計算は、対象区域を10メートル格子(計算メッシュ)というに分割して、これを1単位として計算しています。また、計算メッシュの地盤高は国土地理院基盤地図情報(数値標高モデル5mメッシュ)データを使用しています。このため、微地形による影響が表せていない場合があります。



相模湾

※A1出力時は1:25,000、A3出力時は1:50,000